

令和 4 年 7 月 11 日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県規則第 46 号

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（令和 4 年長野県条例第 33 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(土砂等の盛土等の許可を要しない者)

第 2 条 条例第 8 条第 2 号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地方住宅供給公社
- (2) 地方道路公社
- (3) 日本下水道事業団
- (4) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人都市再生機構
- (7) 東日本高速道路株式会社
- (8) 中日本高速道路株式会社

(許可を要しない法令等に基づく処分による土砂等の盛土等)

第 3 条 条例第 8 条第 3 号の規則で定めるものは、次に掲げる処分等による土砂等の盛土等とする。

- (1) 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の認可
- (2) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項又は第 34 条第 2 項（同法第 44 条において準用する場合を含む。）の許可
- (3) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認又は同法第 32 条第 1 項若しくは第 91 条第 1 項の許可
- (4) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 18 条第 1 項の許可
- (5) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の許可
- (6) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 20 条の承認又は同法第 24 条、第 26 条第 1 項、第 27 条第 1 項、第 55 条第 1 項、第 57 条第 1 項、第 58 条の 4 第 1 項若しくは第 58 条の 6 第 1 項の許可
- (7) 河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）第 16 条の 8 第 1 項の許可（同項第 2 号に係るものに限る。）
- (8) 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の認可
- (9) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可

- (10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号) 第 7 条第 1 項の許可
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 第 8 条第 1 項又は第 15 条第 1 項の許可 (最終処分場に係るものに限る。)
- (12) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 57 号) 第 10 条第 1 項の許可
- (13) 土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号) 第 22 条第 1 項の許可
- (14) 長野県砂防指定地管理条例 (平成 14 年長野県条例第 57 号) 第 3 条第 1 項の許可
(許可を要しない土砂等の盛土等)

第 4 条 条例第 8 条第 5 号の規則で定める土砂等の盛土等は、次に掲げる土砂等の盛土等とする。

- (1) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が同項に規定する公の施設の管理として行う土砂等の盛土等
- (2) 森林法第 26 条第 1 項若しくは第 2 項又は同法第 26 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の解除に伴い行う土砂等の盛土等
- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法第 12 条第 1 項ただし書又は第 30 条第 1 項ただし書の政令で定める工事として行う土砂等の盛土等
- (4) 土壌汚染対策法第 6 条第 1 項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂等の盛土等又は同法第 11 条第 1 項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去として行う土砂等の盛土等
- (5) 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂等の盛土等
- (6) 森林組合又は林業を営む者が国又は地方公共団体から補助金の交付を受け、かつ、林道技術基準 (平成 10 年 3 月 3 日付け 9 林野基第 812 号林野庁長官通知) その他の林道又は作業路網の構造上及び施工上の指針に適合して行う林道又は作業路網の整備に伴い行う土砂等の盛土等
- (7) 運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土砂等の盛土等
- (8) コンクリート、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料及び製品としての土砂等のみを用いて行う土砂等の盛土等
- (9) 盛土等の土砂等の高さ (土砂等の盛土等を行う前の地盤の最も低い地点と土砂等の盛土等によって生じた地盤の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。) が 1 メートル以下の土砂等の盛土等
(周辺の住民に対する説明会の開催等)

- 第5条 条例第10条第1項(条例第19条第3項において準用する場合を含む。
次項から第5項までにおいて同じ。)の周辺地域は、盛土等区域の隣接地、盛
土等区域の属する自治会に係る区域その他知事が必要と認める区域とする。
- 2 条例第10条第1項の規定による説明会の開催に当たっては、あらかじめ、
開催の日時及び場所を周辺地域の住民の見やすい場所において行う掲示その
他の適切な方法により周知させるものとする。
- 3 条例第10条第1項ただし書の申請者の責めに帰することのできない事由で
あって規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。
- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能である
こと。
- (2) 申請者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説
明会を円滑に開催できないことが明らかであること。
- 4 条例第10条第1項ただし書に規定する申請書の内容を要約した書類は、次
の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
- (1) 条例第11条第1項の規定による申請の場合 同項第1号から第8号まで
に掲げる事項を記載した書類
- (2) 条例第11条第2項の規定による申請の場合 同項第1号及び第2号に掲
げる事項を記載した書類
- (3) 条例第19条第1項の規定による変更の許可の申請の場合 同条第2項第
1号及び第2号に掲げる事項を記載した書類
- 5 条例第10条第1項ただし書に規定する必要な措置は、次に掲げる措置とす
る。
- (1) 申請書の内容を要約した書類の周辺地域の住民への提供
- (2) 申請書の内容を要約した書類の周辺地域の住民の見やすい場所において
行う掲示
- 6 前項の規定は、条例第19条第3項において準用する条例第10条第1項た
だし書に規定する必要な措置について準用する。この場合において、前項各号
中「申請書」とあるのは、「条例第19条第2項の申請書」と読み替えるものと
する。
- 7 条例第10条第3項(条例第19条第3項において準用する場合を含む。)の
規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主
たる事務所の所在地)
- (2) 盛土等区域の位置
- (3) 説明会の周知に関する次に掲げる事項
- ア 周知の方法

- イ 周知をした区域
- (4) 説明会の開催に関する次に掲げる事項
 - ア 日時及び場所
 - イ 参加者数
 - ウ 説明内容及び説明を行った者の氏名（法人にあっては、氏名及び役職名）
- 8 条例第 10 条第 3 項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 説明のために使用した資料
 - (2) 説明内容、参加者の要望及び意見並びにこれらに対する回答について具体的に記載した議事録
 - (3) 意見書
- 9 条例第 10 条第 3 項の書面は、説明会ごとに作成するものとする。
（許可の申請）
- 第 6 条 条例第 11 条第 1 項第 9 号及び同条第 2 項第 3 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 申請者が法人である場合にあっては、役員の氏名及び住所
 - (2) 申請者が条例第 13 条第 1 号のキに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役員の氏名及び住所）
 - (3) 申請者に条例第 13 条第 1 号のク又はケに規定する使用人がある場合にあっては、その者の氏名及び住所
 - (4) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名及び住所（これらの者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- 2 条例第 11 条第 3 項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
 - (1) 条例第 11 条第 1 項の申請書 次に掲げる書類
 - ア 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）
 - イ 申請者が法人である場合にあっては、役員の住民票の写し
 - ウ 申請者が条例第 13 条第 1 号のキに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

- エ 申請者に条例第 13 条第 1 号のク又はケに規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- オ 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資の額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）
- カ 申請者が条例第 13 条第 1 号のアからケまでに該当しないことを誓約する書類
- キ 土砂等の盛土等の施工に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書類及び次に掲げる書類
 - (ア) 法人にあっては、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (イ) 個人にあっては、資産に関する調書並びに直前 3 年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (ウ) 資金を自己資金で調達する場合にあっては、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類
 - (エ) 資金を借入金で調達する場合にあっては、金融機関の融資を証明する書類
- ク 盛土等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- ケ 盛土等区域の現況平面図及び現況断面図
- コ 盛土等区域の測量図及び求積図
- サ 盛土等区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図
- シ 盛土等区域の流域図
- ス 土砂等の盛土等に使用される土砂等の量の計算書
- セ 土砂等の盛土等の構造の安定性の計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあっては、安定計算書
- ソ 擁壁又は宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 6 条に規定する崖面崩壊防止施設（以下「擁壁等」という。）を設置する場合にあっては、当該擁壁等の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- タ 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びにこれらの算定の根拠を記載した書類
- チ 排水施設の平面図及び断面図
- ツ 土砂等の盛土等が行われている間における、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために講ずる措置を明らかにした書類

テ その他知事が必要と認める書類

(2) 条例第 11 条第 2 項の申請書 次に掲げる書類

ア 前号のアからシまで及びタからツまでに掲げる書類

イ 土砂等の堆積が最大となった場合の盛土等区域の平面図及び断面図

ウ その他知事が必要と認める書類

(不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者)

第 7 条 条例第 13 条第 1 号のオの規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 森林法、地すべり等防止法、宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、長野県砂防指定地管理条例、この条例又は市町村が定めた土砂等の盛土等の規制に関する条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(2) 条例第 8 条の許可の申請前 5 年間に条例第 23 条第 1 項（同項第 4 号及び第 5 号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消の日から 3 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの処分に係る長野県行政手続条例（平成 8 年長野県条例第 1 号）第 16 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から 3 年を経過しないものを含む。）

(3) 県の区域において、条例第 8 条の許可の申請前 3 年間に次に掲げる処分を受けた者（当該処分による義務を履行した者を除く。）

ア 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 29 条の規定による処分

イ 森林法第 10 条の 3、第 16 条又は第 38 条第 2 項の規定による処分

ウ 地すべり等防止法第 21 条第 1 項の規定による処分

エ 宅地造成及び特定盛土等規制法第 20 条第 1 項又は第 39 条第 1 項の規定による処分

オ 都市計画法第 81 条第 1 項の規定による処分

カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 8 条第 1 項の規定による処分

キ 条例第 22 条又は第 23 条第 2 項の規定による処分

ク 市町村が定めた土砂等の盛土等の規制に関する条例の規定に基づく処分

(4) 県の区域において、条例第 8 条の許可の申請前 3 年間に 2 回以上次に掲げる処分を受けた者

ア 採石法第 32 条の 10 第 1 項、第 33 条の 9、第 33 条の 12 又は第 33 条の 13 の規定による処分

イ 河川法第 75 条第 1 項の規定による処分

ウ 砂利採取法第 12 条第 1 項、第 23 条第 2 項又は第 26 条の規定による処分

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 3、第 7 条の 4、第 9 条の 2 第 1 項、第 9 条の 2 の 2 第 1 項若しくは第 2 項、第 14 条の 3（同法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）、第 14 条の 3 の 2 第 1 項若しくは第 2 項（同法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）、第 15 条の 2 の 7、第 15 条の 3、第 19 条の 3、第 19 条の 4 第 1 項（同法第 19 条の 10 において準用する場合を含む。）、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 第 1 項、第 19 条の 6 第 1 項又は第 19 条の 11 第 1 項の規定による処分

オ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項の規定による処分

カ 土壌汚染対策法第 25 条の規定による処分
(使用人)

第 8 条 条例第 13 条第 1 号のク及びケの規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の盛土等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(形状及び構造上の基準)

第 9 条 条例第 13 条第 4 号の規則で定める基準は、条例第 8 条の許可に係る土砂等の盛土等が当該土砂等の盛土等に係る盛土等区域外への搬出を目的として行われるもの（以下「一時堆積」という。）以外である場合にあっては別表第 1 に掲げるとおりとし、一時堆積である場合にあっては別表第 2 に掲げるとおりとする。

(標識)

第 10 条 条例第 16 条第 1 項の標識の大きさは、縦 90 センチメートル以上、横 90 センチメートル以上とする。

2 条例第 16 条第 1 項の標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 許可を受けた者の住所（法人にあつては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先
- (2) 許可年月日、許可番号及び許可をした者
- (3) 盛土等区域の位置及び土砂等の盛土等を行う土地の面積
- (4) 一時堆積以外の場合にあつては、土砂等の盛土等の期間

- (5) 管理責任者の氏名及び連絡先
- (6) 盛土等区域を管轄する機関の名称、住所及び連絡先
(土砂等管理台帳)

第 11 条 条例第 17 条第 1 項の土砂等管理台帳には、毎月末日までに、当該月における次項各号に掲げる事項を記載しておかなければならない。

2 条例第 17 条第 1 項の土砂等管理台帳には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- (2) 許可年月日及び許可番号
- (3) 盛土等区域の位置及び土砂等の盛土等を行う土地の面積
- (4) 一時堆積以外の場合にあっては、土砂等の盛土等の期間
- (5) 搬入された土砂等を発生させた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
(土砂等の盛土等に使用された土砂等の量の報告)

第 12 条 条例第 17 条第 2 項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 土砂等の盛土等が一時堆積でない場合 次に掲げる事項
 - ア 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 許可年月日及び許可番号
 - ウ 盛土等区域の位置及び土砂等の盛土等を行う土地の面積
 - エ 土砂等の盛土等の期間
 - オ 報告に係る期間
 - カ 報告に係る期間の前日までに使用された土砂等の量の累計
 - キ 報告に係る期間中に使用された土砂等の量
 - ク 報告に係る期間を経過した時点までに使用された土砂等の量の累計
- (2) 土砂等の盛土等が一時堆積である場合 次に掲げる事項
 - ア 前号のアからウまで及びオに掲げる事項
 - イ 報告に係る期間の前日までに搬入及び搬出された土砂等の量の累計
 - ウ 報告に係る期間中に搬入及び搬出された土砂等の量
 - エ 報告に係る期間を経過した時点までに搬入及び搬出された土砂等の量の累計

2 条例第 17 条第 2 項の報告は、前項第 1 号又は第 2 号の事項を記載した書面に、同条第 1 項の土砂等管理台帳の写しを添付してしなければならない。

3 条例第 17 条第 2 項の報告は、土砂等の盛土等の期間を 3 月ごとに区分した各期間（当該期間内に土砂等の盛土等を完了し、又は廃止したときは、当該期

間の初日から完了又は廃止した日までの間をいう。以下この項において同じ。）
ごとに、当該各期間経過後 20 日以内に行うものとする。

（土砂等の盛土等の完了の届出等）

第 13 条 条例第 18 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 許可年月日及び許可番号
- (3) 盛土等区域の位置及び土砂等の盛土等を行った土地の面積
- (4) 土砂等の盛土等の期間
- (5) 土砂等の盛土等を完了し、又は廃止した年月日
- (6) 土砂等の盛土等を行った土地及び土砂等の堆積の形状
- (7) 土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合にあっては、その内容
（変更の許可の申請等）

第 14 条 条例第 19 条第 1 項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 土砂等の盛土等に使用する土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）
- (3) 土砂等の盛土等を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
- (4) 管理責任者の氏名の変更
- (5) 土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更（当該施設の機能を高めるものに限る。）
- (6) 第 6 条第 1 項各号に掲げる事項の変更

2 条例第 19 条第 2 項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第 6 条第 2 項第 1 号又は同項第 2 号のイ若しくはウに掲げる書類のうち変更の許可を受けようとする内容に係るもの
- (2) 変更の許可を受けようとする者が盛土等区域の土地の所有者でない場合にあっては、条例第 9 条の同意を得たことを証する書面

3 条例第 19 条第 2 項第 3 号の規則で定める事項は、第 6 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 許可年月日及び許可番号
- (2) 盛土等区域の位置

(3) 変更の理由

4 条例第 19 条第 4 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 許可年月日及び許可番号
- (3) 盛土等区域の位置
- (4) 変更の内容
- (5) 変更の理由

5 条例第 19 条第 4 項の届出は、第 6 条第 2 項第 1 号又は同項第 2 号のイ若しくはウに掲げる書類のうち軽微な変更をした内容に係るものを添付してしなければならない。

（譲受けの許可の申請）

第 15 条 条例第 20 条第 2 項第 3 号の規則で定める事項は、第 6 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 盛土等区域の位置
- (2) 土砂等の盛土等を行う土地の面積（既に土砂等の盛土等が行われた土地の面積を含む。）
- (3) 管理責任者の氏名
- (4) 譲受けの理由

2 条例第 20 条第 2 項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第 6 条第 2 項第 1 号のアからキまでに掲げる書類
 - (2) 譲受けの許可を受けようとする者が盛土等区域の土地の所有者でない場合にあつては、条例第 9 条の同意を得たことを証する書面
 - (3) 譲受けの事実を証する書類
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- （地位の承継の届出）

第 16 条 条例第 21 条第 1 項第 3 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 盛土等区域の位置
- (2) 土砂等の盛土等を行う土地の面積（既に土砂等の盛土等が行われた土地の面積を含む。）
- (3) 管理責任者の氏名
- (4) 承継の理由

2 条例第 21 条第 1 項の届出は、次に掲げる書類を添付してしなければならない。この場合において、第 6 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号の

アからカまでの規定中「申請者」とあるのは、「条例第 21 条第 1 項の規定による届出を行う者」と読み替えるものとする。

- (1) 第 6 条第 2 項第 1 号のアからキまでに掲げる書類
- (2) 承継の事実を証する書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

(土地の所有者による土砂等の盛土等の施工状況の確認)

第 17 条 条例第 25 条第 1 項の施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る盛土等区域において、少なくとも 3 月に 1 回、行わなければならない。

- (1) 当該施工の状況が条例第 9 条（条例第 19 条第 3 項及び条例第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。
- (2) 当該盛土等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。

2 前項の場合において、当該盛土等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第 25 条第 1 項の土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

(土砂等搬入禁止区域の指定の公示)

第 18 条 条例第 27 条第 2 項（条例第 29 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、県報に登載して行うものとする。

- (1) 土砂等搬入禁止区域を指定する場合 土砂等搬入禁止区域の位置、面積、指定の期間及び指定の理由
- (2) 土砂等搬入禁止区域の指定を解除する場合 土砂等搬入禁止区域の位置及び面積

(身分証明書)

第 19 条 条例第 27 条第 7 項（条例第 30 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(公表)

第 20 条 条例第 31 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第 28 条の規定に違反して土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者の住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 条例第 28 条違反の事実
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 条例第 31 条第 3 項の意見の陳述は、次に掲げる事項を記載した書面で行う

ものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 土砂等搬入禁止区域の位置
- (3) 土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した時期
- (4) 条例第 28 条の規定に違反して土砂等を搬入した理由
（条例の適用除外の公示）

第 21 条 条例第 34 条第 2 項の規定による公示は、次に掲げる事項を県報に掲載して行うものとする。

- (1) 条例の適用を除外する市町村の名称
- (2) 条例の適用を除外する年月日
（補則）

第 22 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日規則第 34 号）

この規則は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。ただし、第 4 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に 1 号を加える改正規定、第 7 条第 1 号の改正規定（「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める部分を除く。）及び同条第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 26 日規則第 44 号）

この規則は、公布の日から施行する。

（別表第 1）（第 9 条関係）

1	盛土等区域の地盤に、滑りやすい土質の層がある場合又は軟弱な地盤がある場合には、当該地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
2	盛土等の土砂等とこれに隣接する地山との間には、雨水その他の地表水が貯留されることにより土砂等の崩落等による災害の発生のおそれのある窪地を生じさせないこと。

3	盛土等区域の土地の勾配が 15 度以上の場合は、土砂等の盛土等を行う前の地山と土砂等の盛土等に使用される土砂等とが接する面が滑り面とならないよう、段切りその他の措置が講じられていること。
4	盛土等の土砂等の高さ及び法面 ^{のり} （擁壁等で覆う部分を除く。以下同じ。）の勾配は、付表第 1 の土砂等の区分の欄に掲げる土砂等の区分に応じ、それぞれ同表の盛土等の土砂等の高さの欄及び法面の勾配の欄に定めるものであること。
5	盛土等の土砂等の高さが 15 メートルを超える場合は、安定計算のほか、類似の土質の条件における施工実績等を踏まえ盛土等の土砂等の安定性について十分検討すること。
6	擁壁等を用いる場合の当該擁壁等の構造は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第 8 条から第 12 条まで、第 14 条及び第 17 条の規定に適合すること。
7	盛土等の土砂等の高さが 5 メートル以上である場合にあっては、盛土等の土砂等の高さ 5 メートルごとに幅 1.5 メートル以上の小段を設け、当該小段及び法面には必要に応じて雨水その他の地表水による法面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。
8	雨水その他の地表水を排除することができるよう、必要な排水施設（その勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものに限る。）が設置されていること。
9	地下水等により土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがある場合には、地下水等を盛土等の土砂等の外に排出できるよう、水平排水層、地下排水溝その他の地下排水工が設置されていること。
10	土砂等の盛土等の完了後の盛土等の土砂等に雨水その他の地表水の浸透による緩み、沈下又は崩壊が生じないよう、締固めその他の措置が講じられていること。
11	法面の下部については、湧水等を確認するとともに、必要に応じて、かご工等の構造物の設置を検討すること。また、法面の末端が流水に接触する

	場合には、盛土等の土砂等の高さにかかわらず、法面を永久工作物で処理すること。
12	法面は、石張り、芝張り等により風化その他の浸食に対して保護する措置が講じられていること。
13	盛土等区域（土砂等の盛土等により生じる法面は除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他の土砂等の飛散及び流出防止のための措置が講じられていること。

(別表第2)(第9条関係)

1	盛土等区域の地盤に、滑りやすい土質の層がある場合又は軟弱な地盤がある場合には、当該地盤に滑り、沈下又は隆起が生じないように、杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
2	雨水その他の地表水を排除することができるよう、必要な仮設の排水施設（その勾配及び断面積が、その排除すべき雨水その他の地表水を支障なく流下させることができるものに限る。）が設置されていること。
3	盛土等区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。ただし、土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがないものとして知事が認める場合は、この限りでない。
4	盛土等区域と隣接地との間に、付表第2の左欄に掲げる盛土等区域の面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。ただし、土砂等の崩落等による災害の発生のおそれがないものとして知事が認める場合は、この限りでない。
5	盛土等の土砂等の高さが5メートル未満であること。
6	土砂等の盛土等によって生じる法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上であること。

(付表第1)

土砂等の区分	盛土等の土砂等の高さ	法面の勾配
--------	------------	-------

1 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土並びにこれらに準ずるもの	(1) 安定計算を行った場合	15メートル以下（安定計算により安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。）	安全が確保される勾配
	(2) (1)以外のもの	10メートル以下（火山灰質粘性土にあつては、5メートル以下）	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
2 1以外のもの	15メートル以下であつて、安定計算を行い安全が確保される高さ（安定計算により安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。）		安定計算を行い、安全が確保される勾配

（付表第2）

盛土等区域の面積	保安地帯の幅
5ヘクタール未満	5メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	10メートル以上
10ヘクタール以上20ヘクタール未満	20メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

(別記様式) (第 19 条関係)

(第 1 面)

第	号	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職	名	写真	
氏	名		
生年月日	年 月 日生		
	年 月 日交付		
	年 月 日限り有効		
長野県知事		印	

(第 2 面)

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- (備考)
- 1 この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。
 - 2 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を 記載すること。
 - 3 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 4 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第 2 面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 5 裏面には、参照条文を記載することができる。

砂 防 課